

「障害者権利条約」

文科省は「インクルーシブ教育」をどうとらえているのか

日本障害者協議会（JDF）政策委員
JDF条約小委員会委員
中村 尚子



○はじめに

8月26日、日本障害フォーラム（JDF）は、障害者権利条約について4回目の政府との意見交換会を行いました。この日の主題は「教育」。障害者権利条約全体を統括する外務省人権人道課のもと、文部科学省(文科省)から初めて見解を聞くこととなりました。

政府は外務省、内閣府、文科省の担当者20名、JDFは33名が参加しました。

意見交換会にあたって、JDFは、①インクルーシブ教育への転換、②合理的配慮の提供と教育条件整備、③盲、ろう、盲ろうの障害をもつ人への教育をはじめとする特別な教育について、の3点にしぼって、政府の見解を求めました。

焦点は「インクルーシブ教育」をどうとらえているのか、その実現に向けて何をすべきか——しかし、現在すすめている特別支援教育をいっそう推進することがインクルーシブ教育実現の方向性に合致するという、現行政策の範囲内の回答でした。

○文科省の「回答」のポイント

①通常教育の改革には触れず

インクルーシブ教育について、文科省は、現在の日本政府訳どおり「障害者を包容する教育制度」と表現し、「通常提供される教育の場に障害のある児童生徒等を組み入れるもの」さらにこれに「特別支援学校制度を否定するものではない」という注をつけて定義しました。しかし、条約批准とのかかわりで改善すべき課題については、「今後検討する」という答弁に終始しました。

この点でJDFは、就学先の決定過程で「通常提供される教育の場」に学ぶ可能性を著しく狭められている実態を改善することと、通常教育の内容や教育

条件そのものを抜本的に改革する必要があることを主張してきました。条約批准にあたって、障害のある子どもが通常学校や通常学級で学ぶための条件整備の義務を明確にすること、同時に通常学校も含めて子どもにとってよりよい学びの場を決定していくしくみにしていくことが何よりも重要だと考えるからです。通常学級という選択肢がないかのような一方的な就学指導と就学先の決定(就学通知)、障害のある子どもが学ぶには大きすぎる学級規模、競争をあおる学力テストや学習指導要領の押し付けなど、いずれも特別支援教育サイドのみが奮闘しただけでは解決されない事柄が課題となっています。

しかし、そもそも意見交換会に出席していたのはほとんどが特別支援教育課の担当者。通常教育の40人学級の見直しなどは財政上の制約がある等々、通常教育の改革に向けた答えはまったく得られず、「障害についての理解」といった抽象的な回答となりました。就学について文科省からは「包容する教育制度と特別支援学校との関係を踏まえて就学制度を検討する」という回答がありました。

②特別支援学級も「合理的配慮」？

「合理的配慮」については、平等という観点から配慮すべき事項であって、障害のない子どもと同等の権利行使のためにある、という趣旨の発言が文科省からありました。教育的ニーズを把握し適切に配慮している例として示されたのは、通常の学級は40人であるのに対して特別支援学級の学級編制基準が8人であること、通常学級に在籍する障害のある子どものために学習支援員を配置できるように財政措置していることなど、通常学校における特別支援教育施策などで、通常教育の改革にかかわった事項に踏み込むことはありませんでした。文科省もこれらの例示が「合理的配慮」に相当するとは言っていない

いのですが、厳しい財政状況のもと、ただちに環境整備をすることは困難と、合理的配慮の定義にある「過度な負担を課さないもの」の部分を強調するかのような回答がありました。

また、学校のバリアフリー化については、文科省としては指針を出した、実際に取り組むのは市町村などの設置者、という考えが明らかになりました。

③「言語としての手話」は条約上の定義」を強調

24条の3項にかかる条項に関する意見交換では、手話について文科省から、「発達段階に応じて手話だけでなく聴覚を活用した教育を行っている」「手話の使用はろう学校でも進んでいる」など、JDFの意見書のいう「手話を言語として位置づけたろう教育の確立」ということに対する直接的な回答を避けた答弁がありました。この点の議論で特徴的だったことは、「言語としての手話」という条約の位置づけについて、「条約適用上の定義」であり、一般にいう「言語」の定義とは扱いが異なる点が強調されたことです。

JDFは、手話で自分の意見や気持ちを表現することを大事にする教育が、きこえない子どもの成長にとって欠かせないのであり、言語としての位置づけは重要であること、さらに、ろう学校の専門性の確保について訴えました。

もうひとつ、「盲ろう」を独自の障害として理解することについて。政府の盲ろう者に関する認識は、条約の英文のdeafblindを、「視覚障害と聴覚障害の重複障害のある者」と表現していることに端的に示されています。「重複障害」では、「盲ろう」独自の障害特性が曖昧になってしまうことから、JDFとしては訳とともに認識をただすことを探してきました。この点での政府の回答は、従来どおりのものでした。

○条約批准の課題を鮮明に

インクルーシブな社会とは、障害のある人が自分のもつ力を十分に發揮し、自分らしく生きることができる社会です。これを実現するうえで、教育の果たすべき役割には大きなものがあります。第24条はインクルーシブな社会に参加する主体形成のうえで重要な位置を占めており、学校教育のみならず、社会教育を含めたすべての教育制度が、そうした視点で障害のある人の教育権を保障しなければならないと言っています。

実践面では、いかなる場面においても、障害のある人を排除しない教育を追求することが重要になります。すなわちインクルーシブ教育の実現です。これを実現するためには、まず、障害のあるすべての子どもに適切な教育を保障するという立場に立ちきること、そして障害児教育と通常教育が、その制度、教育条件、教育内容など全面にわたって、総合的に見直される必要があります。JDFは、特別支援学校の制度に移行したことによって盲学校、ろう学校の統廃合計画が各地ですすんでいることや、知的障害校を中心に図書室や音楽室をつぶして普通教室に転用しなければならないなどの事態が生じているといった実態は、障害のある子どもへの差別であるとの指摘も行っています。

インクルーシブ教育の実現にあたっては、通常教育と障害児教育の双方が障害のある子どもの教育に責任をもち、協働の取組みをすすめることが重要との認識に立ち、JDFは今後の文科省との意見交換会に小・中学校、高等学校の責任部局が出席することを要望しています。